

議案第102号

東京都板橋区文化財保護条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年11月24日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区文化財保護条例の一部を改正する条例

東京都板橋区文化財保護条例（昭和58年板橋区条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に改める。

第1条中「区内」を「文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、板橋区（以下「区」という。）の区域内」に改める。

第2条第4号及び第5号中「民俗芸能」の次に「及び民俗技術」を加える。

第4条第3項中「所有者（権原に基づく占有者があるときは、当該占有者を含む。）」を「所有者及び権原に基づく占有者」に改め、同項ただし書中「保有者等若しくは保有者等」を「所有者等若しくは保持者等」に改める。

第13条第1項中「文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第31条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

第29条 指定文化財のうち有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(提案理由)

有形民俗文化財及び無形民俗文化財に民俗技術を加え、指定文化財のうち有形文化財を損壊等した者に対する罰則を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。